

第13回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年2月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタン
エドモント 本館2階「万里」

新型コロナウイルス感染症の感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、株主総会当日のご来場についてご検討くださいますようお願い申し上げます。
ご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信を行いますので、こちらもご利用ください。



目次

第13回定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	07
第2号議案 取締役9名選任の件	08
第3号議案 監査役1名選任の件	14
事業報告	15
計算書類	44
監査報告書	59

株式会社 F P パートナー

証券コード：7388

証券コード 7388
2023年2月10日
(電子提供措置の開始日2023年2月6日)

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目5番3号
後楽国際ビルディング5階

株式会社FPパートナー

代表取締役社長 黒 木 勉

第13回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fpp.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類の内容をご検討のうえ、2023年2月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年2月28日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタン エドモント 本館2階「万里」
3. 目的事項
報告事項 第13期(2021年12月1日から2022年11月30日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



■ 株主総会へのご出席

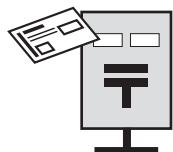
同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2023年2月28日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

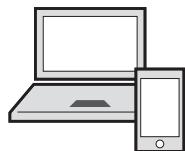


■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2023年2月27日（月曜日）午後6時まで



■ 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限 2023年2月27日（月曜日）午後6時まで

■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年2月27日（月曜日）午後6時まで

■書面とインターネット（「スマート行使」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■インターネット（「スマート行使」を含む）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

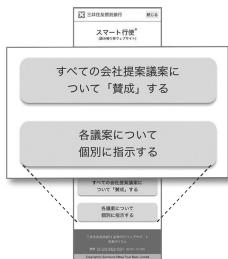
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

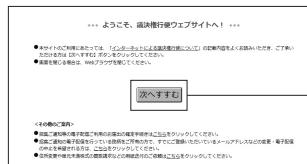
※2023年2月26日(日)午前0時～午前10時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取り扱い休止となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

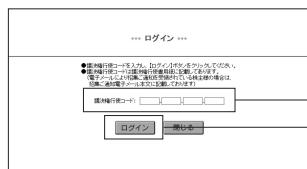
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会ライブ配信及びご質問の事前受付のご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行い、株主様より事前のご質問をお受けいたします。

配信日時

2023年2月28日（火曜日）午前10時より

当日のライブ配信画面には、午前9時30分頃からアクセスが可能です。

当日のご視聴方法

1 以下の株主様専用サイトにアクセスしてください。

<https://7388.ksoukai.jp>

※Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。



2 ログイン画面に「ログインID」と「パスワード」を入力してログインしてください。

ログインID（9桁）

「株主番号」（数字9桁）

パスワード（7桁）

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（11月末時点）（数字7桁）

※株主番号は、議決権行使書用紙に記載されています。

【議決権行使書用紙（例）】

議決権行使書用紙の上部に印字されている
9桁の数字が株主番号です。

XXXXXXXXXX

3 画面に表示されている「参加申し込み」ボタンより、事前に参加申し込みをお願いいたします。

参加申し込みいただいた株主様は株主総会当日、開場時間以降に「参加」ボタンをクリック可能となりますので、そちらよりご視聴ください。

ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただく場合には、株主総会当日に議決権行使を行うことはできません。インターネット又は書面を通じて、事前に議決権行使をお済ませください。また、ライブ配信をご覧いただく場合、当日のご質問や動議はしていただけません。
- ライブ配信をご覧いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン、スマートフォン、タブレット等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存並びにSNS等での投稿はご遠慮ください。
- 株主総会当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみを撮影しますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の配信につきましては万全を期しておりますが、システム障害等、何らかの事情によりライブ配信を行うことができなくなった場合には、当社ウェブサイト (<https://fpp.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

インターネットによるご質問の事前受付

受付期間 2023年2月19日（日曜日）午後11時59分まで

ご登録方法

- (1) 株主様専用サイトにログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
(ログイン方法は前頁をご参照ください)
- (2) ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- (3) ご質問内容等をご確認後、「申し込む」ボタンをクリックしてください。

ご留意事項

- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容で、株主様一人につき3問までとさせていただきます。
- 事前質問フォームには300字の文字数制限がございます。
- 株主様からいただきましたご質問のうち、多くの株主様のご関心が高い事項につきまして、株主総会当日に回答させていただく予定です。いただいたご質問すべてに回答することをお約束するものではありません。また、回答に至らなかったご質問への個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4314-1722

受付日時: 2月28日(火)

午前9時から株主総会終了時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) (新設) (新設) 7. 前記各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) 7. <u>不動産の所有、管理及び賃貸に関する業務</u> 8. <u>広告業</u> 9. 前記各号に付帯する一切の業務

第2号議案 取締役9名選任の件

定款の規定により取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>くろ き つとむ 黒 木 勉</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1967年11月29日生</p> <p>●取締役在任期間 5年1か月</p> <p>●取締役会出席状況 27回(28回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 2,550,000株</p>	<p>1992年4月 朝日信用金庫入社</p> <p>1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社)入社</p> <p>2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 代表取締役</p> <p>2017年12月 合同会社FPコンサルティング設立 代表社員(現任)</p> <p>2018年1月 当社 代表取締役社長(現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>黒木氏は、当社設立以来、高いビジョンと強いリーダーシップで当社を牽引し、お客さまとご家族の一生涯を保障で守り、安心に満ちた人生の時間をお客さまと共有する関係「本来あるべき保険営業の姿」を追求することで、保険代理店業界における当社の確固たる地位を確立しております。引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">た なか かつ ゆき 田 中 克 幸</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1966年 9 月 5 日生 ●取締役在任期間 7年 3 か月 ●取締役会出席状況 28回 (28回開催) ●所有する当社株式の数 — 	<p>1990年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2013年 7 月 ほけんの窓口グループ株式会社入社</p> <p>2014年 5 月 当社 入社</p> <p>2015年 11月 当社 取締役就任</p> <p>2018年 1 月 当社 専務取締役兼経営企画部長</p> <p>2022年 11月 当社 専務取締役兼経営企画部長兼リスクマネジメント部長</p> <p>2023年 2 月 当社 専務取締役兼経営企画部長 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>田中氏は、経営方針・経営戦略の策定、年度計画の策定・管理を主導し、事業規模の拡大とその経営効率化に寄与しております。また、東証グロース市場への上場を主導し、上場後も安定的な株価形成に向け、積極的なIR(インベスターリレーションズ)及びブランド戦略を推進しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
3	<p style="text-align: center;">くわ ばら たかし 桑 原 隆</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1970年 8 月23日生 ●取締役在任期間 3年 ●取締役会出席状況 25回 (28回開催) ●所有する当社株式の数 — 	<p>1994年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2001年 4 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2008年 12月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2018年 10月 当社 入社</p> <p>2019年 8 月 当社 新規事業開発部長</p> <p>2020年 2 月 当社 取締役兼新規事業開発部長 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>桑原氏は、需要創造に向けた新しいコンセプト店舗マネードクタープレミアの出店に尽力しております。収益基盤の多様化・安定化が向上し、当社の企業価値の向上に貢献しております。引き続き、当社重点戦略を推進するためにも、その豊富な経験と見識を活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">あ だち けん じ 安 達 健 二</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1972年 7 月31日生 ●取締役在任期間 5年 1 か月 ●取締役会出席状況 28回 (28回開催) ●所有する当社株式の数 — 	<p>1995年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2004年 9 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2014年 4 月 株式会社エフピーコンサルティング 入社</p> <p>2015年 11月 同社 取締役</p> <p>2018年 1 月 当社 取締役</p> <p>2020年 10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役 (現任)</p> <p>2022年 5 月 当社 取締役兼損保事業部長 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>安達氏は、損害保険の代理事業の拡大を図るとともに、生命保険の募集業務における提携先の拡大及び新集客モデルの多様化を推進しております。またコールセンターを活用した保険相談案件を開拓することで、顧客数の飛躍的な増加に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
5	<p style="text-align: center;">さい とう たくみ 齋 藤 巧</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1974年12月28日生 ●取締役在任期間 10年 4 か月 ●取締役会出席状況 28回 (28回開催) ●所有する当社株式の数 — 	<p>1997年 4 月 安田生命保険相互会社 (現明治安田生命保険相互会社) 入社</p> <p>2003年 7 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2010年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2012年 10月 当社 代表取締役</p> <p>2018年 1 月 当社 取締役兼管理部長</p> <p>2022年 5 月 当社 取締役兼人事部長</p> <p>2022年 10月 当社 取締役 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>齋藤氏は、創業当初より管理部門の構築に尽力し、人事・財務・総務・法務における深い経験及び知見を有しております。また当社の前身である、あんしんFPパートナー株式会社の代表を歴任しており、会社経営におけるリスクマネジメントなど、当社の経営基盤構築に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">ふじ い よし ひろ 藤 井 喜 博</p> <p>新任</p> <p>●生年月日 1972年 3 月 1 日生</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>1994年 4 月 東京生命保険相互会社（現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社）入社</p> <p>2006年 2 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2017年 3 月 当社入社 西日本統括部長（現任）</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>藤井氏は、関西圏の各支社を統括し、営業社員のリクルーティングから、人材育成及び支社の出店戦略の構築を行っており、当社ビジネスモデルの中心を担っております。当社の更なる企業規模拡大に向け、その豊富な経験・知見及び実績を全社的な営業体制の強化に活かすべく、新任取締役候補者いたしました。</p>		
7	<p style="text-align: center;">お がた のぶ やす 緒 方 延 泰</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1970年 6 月23日生</p> <p>●取締役在任期間 2年7か月</p> <p>●取締役会出席状況 28回（28回開催）</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>1996年 4 月 弁護士登録 森綜合法律事務所 入所</p> <p>2002年 7 月 緒方法律事務所（現弁護士法人緒方法律事務所）開所 代表社員（現任）</p> <p>2020年 7 月 当社 社外取締役（現任）</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>緒方氏は、法律事務所を開所、法律全般、特に保険業法、金融商品取引法における長年にわたる幅広い知見を有しており、取締役会では弁護士として、主に専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、弁護士としての専門的な知見を活かし、経営全般のガバナンス及び利益相反取引等の監督を行っていただき、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p style="text-align: center;">い さか よし ひろ 井 阪 喜 浩</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年7月6日生</p> <p>●取締役在任期間 7か月</p> <p>●取締役会出席状況 12回(12回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>1979年4月 大蔵省(現財務省)入省</p> <p>2004年6月 外務省在英日本大使館公使</p> <p>2007年7月 国税庁長官官房審議官(国際担当)</p> <p>2009年7月 名古屋国税局長</p> <p>2010年8月 外務省大臣官房審議官(欧州局担当)</p> <p>2012年7月 国税不服審判所次長</p> <p>2013年6月 株式会社東京証券取引所 執行役員</p> <p>2017年4月 株式会社日本取引所グループ 常務執行役員 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員</p> <p>2022年4月 株式会社日本取引所グループ 顧問</p> <p>2022年7月 当社 社外取締役(現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>井阪氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しており、取締役会において主に金融行政の専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		
9	<p style="text-align: center;">なか がわ ま き こ 中 川 真 紀 子</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1973年5月22日生</p> <p>●監査役在任期間 1年</p> <p>●取締役会出席状況 21回(22回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>2001年10月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>2019年9月 中川公認会計士事務所開所 代表(現任)</p> <p>2020年7月 ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人)設立 理事パートナー(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社タウンズ 社外監査役(現任)</p> <p>2022年2月 当社 社外監査役(現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>中川氏は、大手監査法人での実務経験及び監査法人設立に参画し、多くの企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。現在、社外監査役として当社の監査体制強化に尽力いただいておりますが、これからは監査法人の経営経験を活かして、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者黒木勉氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 緒方延泰氏、井阪喜浩氏及び中川真紀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者緒方延泰氏、井阪喜浩氏及び中川真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は取締役緒方延泰氏及び井阪喜浩氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定です。また、中川真紀子氏とは監査役として当該責任限定契約を締結しておりますが、取締役に選任された場合、当該責任限定契約を取締役として締結しなおす予定です。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
7. 当社は、当社取締役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該補償契約をそれぞれ締結又は継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 中川真紀子氏は本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、当該監査役の候補者は中川真紀子氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">くわ ばら あさ み 桑原麻美</p> <p>■新任 ■社外 ■独立</p> <p>●生年月日 1987年 2月13日生</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>2009年 4月 有限責任あずさ監査法人 入所</p> <p>2014年 9月 桑原公認会計士事務所開所 所長 (現任)</p> <p>2022年10月 アウェイ建築評価ネット株式会社 監査役 (現任)</p> <p>2022年12月 メディエア株式会社 監査役 (現任) 株式会社Legaseed 監査役 (現任)</p>
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>桑原氏は、公認会計士として企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会及び監査役会において、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。公認会計士として培われた専門的知識、及び複数の企業での社外役員の経験に基づいて、当社監査体制の強化への貢献を期待し、社外監査役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 桑原麻美氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 桑原麻美氏が社外監査役として選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出する予定です。
4. 当社は、当社監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。当社は、監査役候補者が監査役に選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
6. 当社は、当社監査役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。当社は、監査役候補者が監査役に選任された場合、当該補償契約を締結する予定です。

以上

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

【経営環境】

当事業年度（2021年12月1日～2022年11月30日）においてわが国経済は、第6波、第7波と新型コロナウイルス感染者数が増減を繰り返す中でも経済活動の制限が徐々に解除され、景気に持ち直しの動きが見られました。国内景気は2022年8月以降3か月連続で改善し、同年10月より実施された全国旅行支援や入国時の水際対策の大幅緩和などの効果から、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回っております。（出典：帝国データバンク「2022年10月の国内景気動向調査」）

しかしながら、日米の金融政策の違いにより金利差が拡大したことで同年3月以降長期にわたり円安が進み、急激な為替相場の変動による市場の混乱が見られました。

また、この円安に加え、同年2月から続くウクライナ侵攻の影響による原材料価格の高騰で同年10月には消費者物価指数が3.7%と40年ぶりの高水準に達し、食料品、日用品の「値上げラッシュ」が1年を通じて繰り返されるなど、依然として先行きの不透明な状況が続いております。（出典：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数 全国 2022年（令和4年）10月分」）

生命保険業界においては、生命保険会社全42社の個人保険と個人年金保険の合計新契約年換算保険料が前年同期比14.1%増の10,122億円となり、コロナ前である2019年9月末の水準（10,242億円）に戻りつつあります。（出典：(社)生命保険協会「生命保険事業概況 四半期統計（2022年4月～9月期）、生命保険事業概況 四半期統計（2019年4月～9月期）」）

個人向け商品の新規契約件数は、個人保険・個人年金保険ともに運用実績に応じて保険金や解約返戻金の変動する「変額保険」の比率が増えており、前期（2020年4月～2021年3月）個人保険全体に占める割合が3.4%だった変額保険は5.1%まで伸展、個人年金保険においても前期の20.9%から24.4%まで伸展しております（出典：(社)生命保険協会「2022年版生命保険の動向」より当社にて算出）。

このような環境の下、当社においても引き続きライフプランや資金計画を見直す必要性が生じた顧客から保険を含めたお金に関する相談は多く寄せられており、当社の主力販売商品である変額保険の販売件数も増加いたしました。今後も「保障」だけでなく「資産運用」

まで拡大した現在の顧客ニーズは継続すると考えられます。

なお、当社における新型コロナウイルス感染症の影響については、以前から導入しているオンラインFP相談サービスや社員のテレワーク体制が定着していることから、当事業年度においても業務への影響はありませんでした。

そのような中、以下のことから当社の業績は堅調に推移いたしました。

① 新規入社者数及び拠点数の拡大

当事業年度においても営業社員の採用は順調に進んでおり、新規入社者数は516名となりました。これにより、2022年11月末時点での営業社員数は2,014名となります。また、営業社員の所属する拠点（支社・店舗）は既に47都道府県に展開しているものの、地域密着の体制をより強固にすべく中核市を中心に開設を進め、2022年11月末時点で前期末より21拠点増の132拠点となりました。

② 保険契約見込顧客の獲得状況

当事業年度においても保険契約見込顧客数は提携企業数の増加と既存提携先との関係強化を背景に順調に推移し、前期末比18.6%増の139,995件となりました。新型コロナウイルス感染症が急速に広まった2022年7月、8月は一時的に見込み顧客獲得数が減少したものの、それ以外の期間では影響はありませんでした。また、当事業年度における当社サービスサイトを経由した集客件数は9,974件となり、前期末より4,306件増と順調に推移しております。提携企業数は前期末から7社増加し2022年11月末時点で100社となりました。

③ 販売動向

コロナ禍から更なる高まりを見せていた老後の生活資金準備などの資産形成ニーズへの対応から、貯蓄性・投資性商品を中心に販売量が増加しました。当事業年度における生命保険の新契約件数は前期末から36,288件増の185,911件、新契約年換算保険料も同じく5,679,394千円増の22,514,185千円となりました。損害保険においては新契約件数が前期末から300件増の26,095件と伸展したものの、新契約年換算保険料は73,192千円減の2,990,714千円となりました。これは単価の低い自動車保険の件数が増加したものの、2022年10月に火災保険が改定され、長期火災保険の保険期間が最長5年（これまでは10年）となったことで単価が減少したためとなっております。

当事業年度における生損保合計の新契約212,006件のうち、当社に既契約の無い顧客から

の新規契約（純新規契約）件数は前期末比27,216件増の152,761件（前期末比21.7%増）と伸展、純新規顧客数も前期末比12,576人増の80,110人（同18.6%増）と伸展いたしました。また、保有顧客からの追加新契約については、追加新契約件数59,245件（前期末比17.2%増）、追加契約顧客数44,970人（同80.4%増）と大きく伸展しており、既契約者への継続的なアフターフォローにより新たに発生するニーズを顕在化することで追加新契約に繋がっております。2022年11月末時点での取扱会社数は生命保険会社22社、損害保険会社11社の計33社となり、顧客のニーズをより充足できる商品ラインナップとなっております。

今後も「お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）」のもと、お客様にお役に立つ情報の提供とコンサルティングを実施してまいります。

④ 「マネードクタープレミア」店舗出店拡大

当事業年度においては「マネードクタープレミア」店舗を新たに8店舗出店し計9店舗の展開となりました。2022年11月期第4四半期は2022年10月7日に「マネードクタープレミア浦和パルコ店」（さいたま市浦和区）、同年10月22日に「マネードクタープレミア町田東急ツインズ店」（町田市原町田）、同年10月29日に「マネードクタープレミア錦糸町パルコ店」（墨田区江東橋）と続けて出店しております。当事業年度においても来店予約数が計1,436件と2022年11月期第3四半期累計期間（5店舗、768件）から668件増となり、2022年4月より本格的に取り組みを開始した、店舗に来店できない顧客向けに行っているプレミアオンラインFP相談の申込も当事業年度累計で1,277件と堅調に推移しております。

プレミア店舗ではお金に関するあらゆる相談ができる「お金の総合サービス」を前面に展開したことにより、当初からライフプランの作成による継続的なサービスを希望する顧客の比率が増加しております。特に資産形成・老後の相談の比率が高くなっており、このことから「マネードクタープレミア」店舗ではより多くの顧客との長期的な関係性の構築が期待できます。

⑤ 「マネードクター」ブランド

当事業年度においても「マネードクター」ブランドは順調に浸透しております。一層のブランド認知の向上と潜在的顧客の発掘を図るために2021年11月にリニューアルをしたCMの続編は、2022年12月に、CM総合研究所主催の『BRAND OF THE YEAR 2022』において、「消費者を動かしたCM展開」を受賞しました。(株)電通調べによる当社の認知度は、2021年4月の39.1%から2022年4月には47.1%と向上しており、TVCM、Web広告等経

由の自社集客による相談申し込み件数は当事業年度累計で14,292件と順調な伸びを見せております。保険だけではないお金の相談相手として「マネードクター」のコンセプトに良い感想をいただいております。今後も「マネードクター」のブランディング強化策を積極的に継続実施してまいります。

引き続き営業社員の採用に注力しつつ、保険契約見込顧客獲得のための企業提携についても様々な業種の企業と進めております。今後も全国展開の強みを活かし、地域に根差した営業基盤の拡大を行うことで業績向上に取り組んでまいります。

【当期の業績】

当事業年度において、提携企業からの集客件数は125,703件、自社集客からの集客件数は14,292件となっており、顧客数としては当事業年度で新規契約いただいた顧客数が125,080名（新契約年換算保険料約255億円）となりました。総顧客数は2022年11月末時点で504,959名（前期末424,799名）と安定して顧客数の拡大を継続しております。更に当社は営業社員の積極採用を継続して行い2022年11期末時点2,014名（前期末1,858名）と156名増加いたしました。

当事業年度の売上高は25,605,752千円と、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中においても売上高計画値を達成し、前期比22.4%増と前年実績を上回り、創業以来継続した売上高成長を実現いたしました。

売上原価に関しては売上高の増加に伴う外交員報酬及び法定福利費の増加等により2,043,222千円増（前期比13.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当及び地代家賃の増加等により553,083千円増（前期比12.5%増）となりました。いずれも計画どおりの推移です。

これにより営業利益は3,824,778千円（前期比120.4%増）、経常利益は3,813,463千円（前期比110.2%増）、当期純利益は2,366,809千円（前期比93.2%増）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は211,220千円となりました。

その主な内容は、事務所・店舗内装工事153,833千円となります。

(3) 資金調達の状況

2022年9月22日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額3,588,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①システムリスクへの課題意識と対応状況

顧客情報管理を自社サーバーにて行っており、情報への不正アクセスやデータの盗難など想定されるリスクに対するセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、企業の極秘情報を保護する目的のセキュリティ網において巧妙で新たな手法による不正アクセス事例が生じており、完全な防御策は存在しないという事実があります。こうした事象への防御のために当社はセキュリティのアップデートと定期的なパトロールを実施して不正行為の脅威に対する予防策を講じております。また大規模災害発生時などの顧客情報の滅失リスクやデータ破壊、漏洩、システムダウンの防衛策としてセキュリティレベルが高く世界的に信頼性のあるアマゾンウェブサービス（AWS）を採用し、データ保管場所の分散と定期的なバックアップを実施しております。こうした包括的なリスクマネジメントの運用強化・適切性確保のために2019年11月にISMS認証（情報セキュリティマネジメントシステムの略で国際規格）を取得し、継続更新しております。当社は今後も引き続きシステムの安全性の確保と強化を継続してまいります。

②募集関連行為従事者の管理について

保険販売においては募集関連行為従事者が保険相談希望者を募り、その取得した情報を保険募集人等に提供し、保険募集人が保険販売を行う場合があり、当社はこれにより提供を受けた情報を利用して保険契約見込み顧客を得ております。利用上の注意点は、当該募集関連行為従事者において保険募集行為がないことや顧客誤認のない状態を担保することであり、

当社は適切な管理監督責任を果たすため、当該募集関連行為従事者との取引開始時には反社チェックを必ず行い、それに加えて、不適切な募集行為のないことを確認するためのチェックシートを2019年7月に新設し、業務品質部が運用しております。

チェックシートの項目は、

- ・ 保険募集や特別利益の提供に該当するような行為の禁止に関する規定がされていること
- ・ 法令違反、契約違反の場合及び是正指導に応じない場合における契約解除について規定されていること
- ・ 上記禁止事項が順守されているかのチェック及び結果の報告について規定されていることの三点です。

チェックシートを使用した初動調査はマーケット開拓の主管部署としてマーケット推進部や新規事業開発部戦略室が行い、その内容を業務品質部が確認しております。具体的には、取引前審査を当社所定の手順で実施したのち、取引開始5ヶ月後、10ヶ月後にモニタリングを行い、基準を満たすことを契約の更新条件としております。

2020年11月期からは、内部監査部が業務品質部による当モニタリングシートの内容確認状況及び運用方法の適切性を判断し、監査の実施を以て、当該募集関連行為者の管理の適切性に加えて他に確認事項に疎漏がないことを監査しております。

③労働実態の把握と対応

適正な労働管理と職場環境の提供は、重要な経営課題であると認識しております。社員の健康面を配慮して有給休暇の完全取得を推奨し、社員に当取得残日数と期限の明示を行っております。また、残業時間が蓄積された社員（注）に対しては個別に上司面談及び希望による産業医面談を用意しております。このように当社社員の良好な健康状態と雇用管理における遵法の確保体制を構築しており、今後も継続して実施してまいります。

（注）上司面談と産業医との面談実施を行う残業時間の基準は、単月80時間以上としております。また、80時間の前段階として3ヶ月累計150時間以上且つ単月45時間以上の場合、上司面談を実施のうえで本人及び上司記入の報告書を人事課へ提出し、人事課にて報告内容を確認したうえで産業医面談の実施有無を判断するとしております。

④新規事業について

新規事業に関して当社の本業である保険代理業を基軸とした派生分野への展開と強化を図ってまいります。

2020年11月には金融商品仲介業（IFA／Independent Financial Advisor）の登録が完了いたしました。これにより顧客は当社サービスの利用を通じて生命保険・損害保険商品以外の金融商品の検討や購入がワンストップで可能になります。

コールセンター室は現在東京・札幌・大阪・沖縄に拠点があり、全国でのアウトバウンドコールオペレーターは2022年11月末時点で45人体制（出向受入、パート社員等を含む）となりました。陣容として50名体制を計画しております。まずは、オペレーターの増員により運営体制構築とセンター長の研修によるオペレーターの技能のレベルアップを図る予定であります。

現状では売上に占める新規事業の割合は僅少となっており、今後も急激な事業拡大は見込んでおらず、金融サービスの一環として徐々に広げていくことを考えております。

⑤適切な保険募集について

保険募集においては顧客のニーズ喚起・意向把握・適切な商品の提案等が必要であり、これらが正しく行われることで顧客のニーズを満たした最適な保障の提供が実現すると考えております。そのため営業社員がこのような適切な保険募集を行うことができるように、保険業法等関連法令の理解と継続的な商品及び周辺知識のアップデートを目的とした研修を実施しております。

研修実施に際しては、各種法令等を含めたコンプライアンス研修は業務品質部、商品及び周辺知識は営業支援部が中心となり、継続的な研修を実施することで営業社員の理解を深めております。

当社は引き続き、教育体制の一層の充実を図り、営業社員が適切な保険募集を行うように指導してまいります。

⑥財務上の課題

当社は、自社ビル購入による金融機関からの借入れはあるものの、その他の資金需要は自己資金及び営業キャッシュ・フローを源泉とした財務基盤によるため、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略に基づく事業拡大に備え、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の獲得や、銀行からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

今後とも、確かな信頼をいただけるようにお客さま本位の業務を行ってまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2019年11月期 第10期	2020年11月期 第11期	2021年11月期 第12期	2022年11月期 第13期 (当期)
売 上 高	16,463,569千円	17,301,622千円	20,919,827千円	25,605,752千円
当 期 純 利 益	658,194千円	424,602千円	1,224,741千円	2,366,809千円
1株当たり当期純利益	65.82円	42.46円	122.47円	230.06円
総 資 産	6,606,738千円	6,209,450千円	7,878,799千円	14,265,605千円
純 資 産	1,045,902千円	1,477,504千円	2,702,245千円	8,656,777千円
1株当たり純資産額	104.59円	147.05円	269.52円	752.16円

- (注) 1. 当社は、2020年8月16日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首時点で当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等を2019年11月期の期首から適用しており、第10期から第13期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の各数値に与える影響はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事 業	主要サービス
保 険 代 理 店	生命保険の募集、損害保険の代理

(8) 主要な事業所 (2022年11月30日現在)

【本 社】 本社 (東京都)

【統括部】 東北・北海道 (宮城県)、東日本第一 (東京都)、東日本第二 (東京都)、中日本 (愛知県)、西日本 (大阪府)、中国・四国 (広島県)、九州 (福岡県)

【支社等】 支社120カ所、店舗12カ所

(9) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,252名	204名増	45.3才	3.5年

(注) 上記従業員数に臨時従業員の数は含まれておりません。なお、当期における臨時従業員の平均雇用人数は22名(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、出向者・派遣社員・業務委託を除いております。

(10) 主要な借入先 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	649,050千円

(注) 別途、総額3,350,000千円とする当座貸越及び貸出コミットメント契約(貸付人:株式会社りそな銀行2,200,000千円、株式会社三井住友銀行1,000,000千円、三井住友信託銀行株式会社150,000千円)があります。当期末現在、当該契約の借入額はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,500,000株 |
| (3) 株主数 | 1,133名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社FPコンサルティング [※]	5,000,000株	43.48%
黒 木 勉	2,550,000株	22.17%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	980,600株	8.52%
黒 木 真 澄	500,000株	4.35%
MSIP CLIENT SECURITIES	435,600株	3.79%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	286,179株	2.49%
本 多 智 洋	199,000株	1.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	190,100株	1.65%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	144,400株	1.26%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	122,500株	1.07%

(注)発行済株式の総数から自己株式数（65株）を減じた株式数（11,499,935株）を基準に持株比率を算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権（2020年9月29日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第1回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実に付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第1回新株予約権）は4つの契約（A01からA04まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

第1回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
新株予約権の数	700,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 700,000株
新株予約権の行使時の払込金額	400円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注)

1.新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記 (e) に定められる期間において、次の (a) から (d) に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 判定価格（下記 (e) に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
- (e) 上記 (a) 乃至 (d) における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
- (i) 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
- (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。

2. 本信託（第1回新株予約権）の詳細

本信託（第1回新株予約権）の内容は、以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託（第1回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後1年が経過する日の翌営業日 (A02) 上場後3年が経過する日の翌営業日 (A03) 上場後5年が経過する日の翌営業日 (A04) 上場後7年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01) に第1回新株予約権250,000個（1個あたり1株相当） (A02) に第1回新株予約権150,000個（1個あたり1株相当） (A03) に第1回新株予約権150,000個（1個あたり1株相当） (A04) に第1回新株予約権150,000個（1個あたり1株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社、監査役及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者の中から、本信託（第1回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定した者を受益者とします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
黒木 勉	代表取締役社長	合同会社FPコンサルティング 代表社員
田中 克幸	専務取締役	経営企画部長、リスクマネジメント部長
伊東 伸一	常務取締役	営業本部長
桑原 隆	取締役	新規事業開発部長
安達 健二	取締役	損保事業部長 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役
齋藤 巧	取締役	
菅野 良三	取締役	
緒方 延泰	取締役	弁護士法人緒方法律事務所 代表社員
井阪 喜浩	取締役	
太田 賢孝	常勤監査役	
黒須 篤夫	監査役	
中川 真紀子	監査役	中川公認会計士事務所 代表 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社タウンズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役菅野良三氏、取締役緒方延泰氏及び取締役井阪喜浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査役黒須篤夫氏及び監査役中川真紀子氏は、社外監査役であります。
また、監査役中川真紀子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役菅野良三氏、緒方延泰氏及び井阪喜浩氏、監査役黒須篤夫氏及び中川真紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 阿久津齊一氏は、2022年2月25日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
5. 中川真紀子氏は、2022年2月25日開催の第12回定時株主総会での選任決議を経て、社外監査役に就任いたしました。
6. 井阪喜浩氏は、2022年6月28日開催の臨時株主総会での選任決議を経て、2022年7月1日付で社外取締役に就任いたしました。

7. 当事業年度中に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	年月	地位及び担当（異動前）	地位及び担当（異動後）
田中克幸	2022年11月 1日	専務取締役 経営企画部長	専務取締役 経営企画部長兼リ スクマネジメント部長
安達健二	2022年 5月 1日	取締役	取締役 損保事業部長
齋藤 巧	2022年 5月 1日	取締役 管理部長	取締役 人事部長
	2022年10月 1日	取締役 人事部長	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額の合計額を上限として、損害賠償責任を負うものとする旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は黒木勉氏、田中克幸氏、伊東伸一氏、桑原隆氏、安達健二氏、齋藤巧氏、菅野良三氏、緒方延泰氏、井阪喜浩氏、太田賢孝氏、黒須篤夫氏及び中川真紀子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、執行役員、取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員でありま

す。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年5月14日付の取締役会において、取締役の個人別の報酬等は、金銭による月例の固定報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）のみとし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定すると決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2020年2月26日付の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額300,000千円以内、監査役の報酬等については年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）、監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、2022年2月25日および6月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役との事前協議による原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	129,500 (18,400)	129,500 (18,400)	— (—)	— (—)	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	16,800 (6,600)	16,800 (6,600)	—	—	4名 (3名)

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人員、支給総額には、当期中に退任した社外監査役1名を含んでおります。当期末の人数は取締役9名、監査役3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

取締役 菅野良三

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において28回開催のうち28回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は官庁等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、金融行政の専門的見地から適切な意見の表明がありました。

取締役 緒 方 延 泰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人緒方法律事務所の代表社員を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において28回開催のうち28回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は弁護士としての豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、経営全般のガバナンス及び利益相反取引等の監督の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 井 阪 喜 浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外取締役就任以降に開催された取締役会12回開催のうち12回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は行政機関等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

② 社外監査役

監査役 黒 須 篤 夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において28回開催のうち26回出席し、必要に応じて内容確認のうえ、適切な意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において21回開催のうち21回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 中 川 真 紀 子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所の代表、ESネクスト有限責任監査法人の理事パートナー及び株式会社タウンズの社外監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降に開催された取締役会22回開催のうち21回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降に開催された監査役会15回開催のうち15回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 35,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人评价の中で監査報酬決定手続きについても確認を行っています。

取締役、管理部・内部監査部及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を決議しています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2020年1月15日の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条第1項及び第3項）で定める体制の整備」に関して以下のとおり決議し体制を整備しました。その後、定款の変更や関連規程の制定等に伴い、下記のとおり変更を行い、現在に至ります。

- ・ 2021年4月27日取締役会

定款変更に伴い取締役の任期を2年から1年へ変更、会計監査人選任等の事項追加

- ・ 2022年4月14日取締役会

運用に合わせて下記4点の追加

- (1) コーポレート・ガバナンス「取締役及び取締役会」に社外取締役を追加
- (2) コンプライアンス「内部通報制度」に「内部通報規程」を追加
- (3) コンプライアンス「反社会的勢力との関係遮断」に「反社会的勢力対応規程」を追加
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関して、「危機管理規程」「情報システム基本規程」「情報セキュリティ管理規程」を追加

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

(ア) 取締役及び取締役会

- ・ 取締役会を原則毎月2回開催とし、更に必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。更に、取締役の業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
- ・ 取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(イ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、妥当性について監査を実施する。

(ウ) 内部監査部門

内部監査部は代表取締役直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役会に報告する。

イ. コンプライアンス

(ア) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定める。業務品質部を設置し周知徹底する体制を整備する。

(イ) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を設置し、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程に基づき、その実効性を確保し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

(ウ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取り組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、下記のとおり定めております。

- ・反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- ・反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- ・反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- ・有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- ・反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

これらを受け、当社の主要な会議（支社長会議等）や、各拠点と本社合同で実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

b 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は業務品質部として運用を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力

団排除条項を記載しております。

前述の規程の中で「統括責任者は、反社会的勢力に関する情報の分析、社内における反社会的勢力との対応状況等の検討、外部専門機関の意見聴取等を行い、定期的に本体制の有効性及び適切性につき検証を行うもの」とし、「実施した検証結果について、四半期に1回以上、取締役会に報告するもの」と定めております。

c 反社会的勢力のチェック方法

新規取引先については、業務品質部にて外部調査機関（日経テレコン）を利用し情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先については年に一回、管理部総務課にて定期調査を実施しております。日経テレコンに加えて、外部調査会社である株式会社エス・ピー・ネットワークと2019年12月10日にスクリーニングシステム（SP RISK SEARCH）利用等の契約を締結いたしました。

役員については、役員就任前に経歴書により経歴内容の確認を行っております。従業員については、入社前に経歴書により経歴の確認を行い、反社会的勢力と関係がないことを記した「誓約書」を徴求し、保管しております。

(エ) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮ったうえで、懲罰規程などに則り公正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書・データ、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告する体制を構築する。

イ. 重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、

取締役会の付議事項とする。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。

- ウ. 各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- エ. 各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- オ. 内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- カ. 経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」、「危機管理規程」、「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を整備する。当該損失の危険の重要性に応じ、リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。また、リスクマネジメント委員会の審議の活性化、効率化、客観性を目的に、適宜外部アドバイザーの意見を求める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき目標を定め、進捗管理を行う。
- イ. 取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
- イ. 主管部門は、主管する関係会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスク

を洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。

ウ. 内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。

⑥ 監査役の職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項

ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くことにする。

イ. 補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

ア. 監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

イ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

ウ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、

会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長、社外取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。

- イ. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務に必要なでないことを証明した場合を除き、当該監査役の請求等に従い支払うものとする。
- ウ. 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は次のとおりです。

<コンプライアンスに関する取り組み>

法令等遵守責任者である業務品質部は、2022年11月期はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本計画を策定、コンプライアンス活動の実施状況のモニタリングなどを実施しました。

また、2022年11月期のコンプライアンス基本計画に基づき、コンプライアンス研修を月1回朝礼時に実施、社員向けe-ラーニングでのコンプライアンス研修（営業社員向けは毎月、内勤社員向けは年4回）の実施、毎月の支社独自コンプライアンス勉強会のサポート、自主点検の徹底のため全社点検を年2回実施、またお客さまの声を活用した業務品質向上のためのお客さまの声ニュースの毎月配信、サイト内に「お客さまの声から学ぶ」コンテンツの新設などに取り組んでおります。

当社では弁護士を窓口とする内部通報窓口を設置しており、相談者・通報者のプライバシーを守り、相談者・通報者が不利益を受けることがないように配慮する等コンプライアンス活動がより実効的に機能するよう取り組んでおります。

<監査役会監査の実効性の確保に対する取り組み>

当社は、より透明性・公正性が担保され、監督機能が果たされるよう監査役会を設置し、独立性の高い社外監査役2名を含む3名の監査役を選任しております。このうち常勤の監査役1名は、監査環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めております。

また監査役職務補助に従事する使用人を2名兼任で置いております。当該使用人に対する監査上の指揮命令権は監査役に専属し、その人事異動等については事前に監査役会の同意を必要としています。

監査役への報告体制については、取締役からの報告に加え、リスクマネジメント委員会、懲罰委員会などの各種委員会や内部監査部などを通じた当社関連会社に関する事項など、監査に必要な報告が適宜行われる体制を整備しております。

更に、内部統制システムの整備状況を日常的に監査するとともに、職責の遂行上知り得た情報を他の社外監査役と共有しております。社外取締役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立的な立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されている

ことを認識し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べております。また、監査役への報告者が不利な取扱いを受けないよう、内部統制システム基本方針に規定しています。

会計監査については、監査役が会計監査人より監査計画の説明や四半期毎の監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査が実施できる体制を構築するとともに会計監査人の独立性についても監査可能な体制としています。

(運用状況の概況)

監査役への報告は適時に行われており、監査役と取締役との面談、監査役と会計監査人との面談も定期的に実施され、意見交換が行われております。

<取締役の職務の執行の効率性に対する取り組み>

当社は、取締役会構成について、独立社外取締役の構成比を3分の1とすることにより、外部の視点をより反映させた実質的な論議の活性化に取り組んでおります。

営業推進、支社の分野を統括する取締役、経営企画、コンプライアンス・リスク管理を統括する取締役、新規事業を統括する取締役、マーケット開拓、営業支援を統括する取締役、管理部門を統括する取締役を各々設置し、全社横断的な議論のしやすい環境づくりにも取り組んでおります。

事業戦略等経営に関する方向性や重要事項や新規取り組みの取締役会付議事項等を論議する社内取締役論議会を開催し、各事業部門、当社の業務執行に対し多方面からの考察・闊達な議論を行うとともに、審議された事項や議論を取締役に決議事項もしくは報告事項として上程しております。

<リスク管理・損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、代表取締役社長を委員長とする社内横断的な「リスクマネジメント委員会」を中心にリスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組んでおり、2021年11月より社外委員として弁護士に参加いただくことでリスクマネジメント業務に関する法律上の助言を求めることもできる体制を構築しております。

毎期リスクの見直しを行い、企業を取り巻く様々な事業運営上のリスクに対応できるよう取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけており、業績の推移、財務状況、今後の事業計画等を勘案し利益処分を検討していくことを基本方針としております。しかしながら、創業以来、事業の成長戦略に資する投資を優先してきましたので配当は実施しておらず、今後も成長投資に振り向けていく所存です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。機動的な配当政策を図り、株主の皆様への利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当も取締役会の決議としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとすることとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,605,752
売上原価		
外交員報酬	13,655,855	
外交員法定福利費	1,621,881	
リース取得関連費	1,477,580	
その他	45,293	16,800,611
売上総利益		8,805,141
販売費及び一般管理費		4,980,362
営業利益		3,824,778
営業外収益		
受取利息	32	
受取家賃	18,020	
受取賃貸料	12,500	
その他	6,573	37,126
営業外費用		
支払利息	7,077	
株式交付費	16,457	
上場関連費用	8,159	
訴訟損失引当金繰入額	2,600	
固定資産除却損	11,744	
その他	2,403	48,441
経常利益		3,813,463
税引前当期純利益		3,813,463
法人税、住民税及び事業税	1,559,043	
法人税等調整額	△112,389	1,446,654
当期純利益		2,366,809

株主資本等変動計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	－	3,000	3,000	2,592,245	2,592,245
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,794,000	1,794,000		1,794,000		
当 期 純 利 益					2,366,809	2,366,809
自己株式の取得						
当 期 変 動 額 合 計	1,794,000	1,794,000	－	1,794,000	2,366,809	2,366,809
当 期 末 残 高	1,894,000	1,794,000	3,000	1,797,000	4,959,055	4,959,055

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	－	2,695,245	7,000	2,702,245
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		3,588,000		3,588,000
当 期 純 利 益		2,366,809		2,366,809
自己株式の取得	△277	△277		△277
当 期 変 動 額 合 計	△277	5,954,531	－	5,954,531
当 期 末 残 高	△277	8,649,777	7,000	8,656,777

個別注記表

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～50年、車両運搬具6年、工具器具備品3～10年です。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年、のれん5年、商標権10年、契約関連無形資産5年です。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「13. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「9. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等については、2019年11月期の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表)

当事業年度より有価証券報告書提出会社となったことを受け、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」(2017年12月28日金融庁より公表)に即して計算書類の表示を見直した結果、より明瞭性を高める観点から、前事業年度は無形固定資産「その他」に含めていた「契約関連無形資産」を当事業年度より独立掲記することといたしました。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 資産除去債務の見積り計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務

224,509千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率(現行0.0%~0.583%)で割引いて計算しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見積り計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 359,634千円（繰延税金負債と相殺前の金額 427,271千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年 2月16日）に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測が主要な仮定であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

200,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、取得原価を貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	1,827,402千円
建物	757,194千円
合計	2,584,596千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	4,470千円
長期借入金	644,580千円
合計	649,050千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,599千円
関係会社に対する短期金銭債務	19,844千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,350,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,350,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	142,335千円
営業取引以外の取引	15,157千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	10,000,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	1,500,000株
当期減少株式数（発行済普通株式）	－株
当期末株式数（発行済普通株式）	11,500,000株

(2) 自己株式の数

普通株式	65株
------	-----

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	700,000株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	136,343千円
返金負債	73,261千円
資産除去債務	68,744千円
自社開発ソフトウェア	66,738千円
未払事業税	40,019千円
その他	51,040千円
繰延税金資産小計	436,148千円
評価性引当額	△8,877千円
繰延税金資産合計	427,271千円

繰延税金負債

前払費用	49,041千円
資産除去債務に対応する除去費用	18,595千円
繰延税金負債合計	67,637千円
差引：繰延税金資産純額	359,634千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	359,634千円
-------------	-----------

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.73%
住民税均等割	0.44%
評価性引当額の増減	△1.69%
税額控除	△0.94%
留保金課税	7.97%
税率変更による影響	0.74%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.94%

- (3) 法人税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2022年9月22日の株式上場に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、2021年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.59%から30.62%に変更しております。

この税率変更により繰延税金資産の金額が28,377千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	422,092	422,382	289
資産計	422,092	422,382	289
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	649,050	634,010	△15,039
負債計	649,050	634,010	△15,039

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関連会社株式	200,000
非上場株式	1,007

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,848,786	—	—	—
売掛金	777,254	—	—	—
敷金及び保証金	295,466	126,625	—	—
合計	9,921,507	126,625	—	—

(4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,470	53,640	53,640	53,640	53,640	430,020
合計	4,470	53,640	53,640	53,640	53,640	430,020

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	422,382	—	422,382
資産計	—	422,382	—	422,382
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	634,010	—	634,010
負債計	—	634,010	—	634,010

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当事業年度については、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	200,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	159,972千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	34,239千円

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報

① 1株当たり純資産額	752円16銭
② 1株当たり当期純利益	230円06銭

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
売上高	
生命保険代理店業	24,628,159
損害保険代理店業	967,944
その他の事業	9,647
顧客との契約から生じる収益	25,605,752
その他の収益	—
外部顧客への売上高	25,605,752

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が保険会社（以下、「顧客」という。）に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には追加のインセンティブなどの変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、顧客に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を顧客に返金する義務があります。顧客に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略しています。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

株式会社F P パートナー

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 崎 亮 一

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 村 仁

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F P パートナーの2021年12月1日から2022年11月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての状況を監視し検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC京都監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月30日

株式会社FPパートナー 監査役会

常勤監査役 太田 賢 孝 (印)

社外監査役 黒 須 篤 夫 (印)

社外監査役 中 川 真 紀 子 (印)

以 上

第13回定時株主総会会場ご案内図

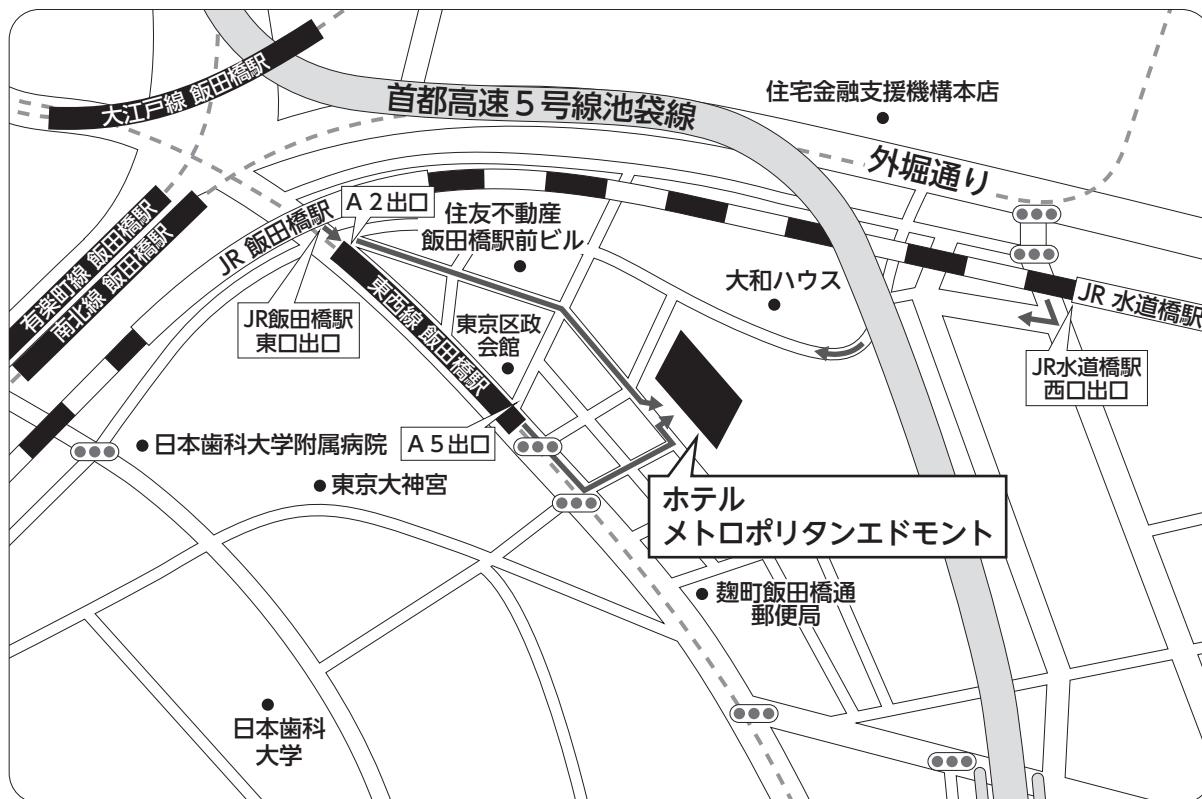
会 場 〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号

ホテルメトロポリタンエドモント本館2階「万里」

電 話 03-3237-1111 (代表)

交 通 ・ J R 飯田橋駅東口 / J R 水道橋駅西口より徒歩約5分

・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。